

令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

（ 公 印 省 略 ）

地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進について（依頼）

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進については、「地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進等について」（令和 4 年 8 月 26 日付け総行デ第 41 号、総行マ第 78 号、総行公第 117 号及び総行福第 297 号）でお伝えしたとおりですが、マイナンバーカードについては、既に多くの団体が様々な住民向けサービスの提供や手数料等の割引などに活用しているほか、地方公共団体の職場においても、執務室への入退室管理、出退勤管理等に活用する事例が見られるところです。

このたび、活用事例について別紙のとおり更新をしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれては、今後、職員の取得がなお一層進展することを見据え、適切な職場マネジメントの実現や情報セキュリティの確保等を図る観点から、別紙の事例を参考に、地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用について御検討いただき、積極的な取組を推進していただくようお願いいたします。

また、地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用事例について、その取組内容を別添の【回答様式】に記入の上、下記により回答願います。

各都道府県においては、域内の市区町村に対してもこの趣旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 調査内容

①趣旨

地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用について、令和 4 年度までの取組内容及び令和 5 年度以降に取組む予定の内容について報告願います。

②提出書類

【回答様式】 地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用

③提出期限

令和5年2月28日（火）

④提出先

電子メールにて、<kikaku-fukuri@soumu.go.jp>宛に送付して下さい。

2 留意点

提出された取組内容について別途聞き取りを行った上で、事例集に掲載する可能性があります。

【問い合わせ先】

自治行政局公務員部福利課

担当：本橋・佐藤・江口

TEL：03-5253-5557

メール：kikaku-fukuri@soumu.go.jp